

村長室だより

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで

2日 三宅支庁長外8名来庁対応
三宅村中央診療所所長外1名来庁対応

5日 三宅保育園入園式出席

6日 交通安全の集い出席

7日 三宅村長杯争奪三宅島釣り大会対応

8日 気象庁火山防災連絡事務所新任職員挨拶対応

9日 三宅村立三宅小学校入学式出席
三宅村立三宅中学校入学式出席
東京都立三宅高等学校入学式出席

18日 都内関係機関挨拶回り

19日 都内関係機関挨拶回り

21日 府中市制施行七十周年記念式典出席

22日 令和6年度全国簡易水道協議会関東甲信越ブロック出席

23日 東京都島しょ農林水産総合センター大島事務所完成式典出席

24日 東京都市町村林野振興対策協議会出席
令和6年度第1回東京都町村長会議出席
都議会公明党3名来庁対応

25日 都議会公明党3名来庁対応

護利用世帯は住民税非課税で、認められる方と世帯と同等の所得が減少し、住民登録の属する月の前1年間の月からかかる。※住民税非課税婦人科医受診日は、初回産婦人が、初回産婦人の所属する月の前1年間の月からかかる。

別表

所得上限限度額		
扶養親族の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	858	1071
1人	896	1124
2人	934	1162
3人	972	1200
4人	1010	1238
5人	1048	1276

三宅村では令和6年度から低所得の妊婦さんについて、経済的負担の軽減を図るために、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるために、妊娠判定検査の一歩または全額を助成する事業を始めます。
①初回産婦人科受診日に三宅村に住民登録があり、住民税非課税世帯、生活保護世帯に該当しないが、初回産婦人科医受診日は、初回産婦人の所属する月の前1年間の月からかかる。

児童・育成手当の現況届

提出期限は6月28日(金)まで

6月は児童手当・育成手当の現況届提出月です。現況届は、毎年6月1日時点における受給者の所得状況や養育状況等を確認することにより、受給資格の審査を行つものです。

児童手当は、原則不要となりました。

出が原則不要となりました。

児童手当は、現況届の提出が必要な場合には、現況届の提出を送付します。

が、対象児童が島外に居住している場合など、書類提

ししてある場合は、現況届の提出を送付します。

する必要があります。

英一蝶の「七福神相撲図」

三宅村指定有形文化財に

三宅村指定有形文化財として、英一蝶（はなぶさ）いつちょう）筆「七福神相撲図」を三宅村文化財保護審議会の答申を経て、教育委員会で新たに指定しました。

「七福神相撲図」は1698（元禄11）年、三宅島に配流された流入である多賀朝湖（たがちょうこ）後の英一蝶が、三宅島で生活している間に制作した絵画であり、現在三宅島に残る唯一の作品となっています。

三宅島郷土資料館2階、第3展示室にて複製品が展示されています。問い合わせは三宅村教育委員会社会教育係☎⑤0952。



七福神相撲図



新着本の紹介

水無月過ごす部屋の中、
本の世界が待ち受ける。

「地球のかじり方世界
のレシピBOOK」
佐藤 わか子料理制作



教科書展示
令和7年度以降に使用予定の中学校教科書見本を展示する「教科書展示会」を開催します。どなたでもご覧いただけます。
△場所＝三宅島郷土資料館

▽期間＝6月6日(木)～7月2日(火)
▽時間＝午前10時から午後5時※休館日(水曜日)を除く